

監査の結果に対する措置

令和元年度に実施した定期監査（その4）の監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

◆**監査の種類** 定期監査
◆**措置年度** 令和2年度

都市建設部 建築課

【監査結果】

○国の被災者支援である「被災者生活再建支援制度」は、居住住宅の全壊または大規模半壊が対象であり支給対象外となる世帯が多いことから、本市独自の支援策として、「茂原市被災住宅修繕緊急支援事業補助金」を創設し支援の拡充に取り組んでいるが、今後も被災者の生活基盤の再建のため被災者に寄り添った支援に取り組まれない。

○建築行政については、過去の浸水被害を踏まえ、従前より設計業者等に対する浸水地域の情報提供、助言等を行っ

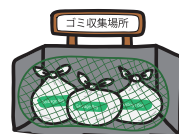
期間を、令和2年12月28日まで約2か月延長し、市民の支援に努めた。

ている。不動産業者には契約時に顧客に対し津波や土砂災害のリスクを伝える「重要事項説明」が義務付けられているが、河川氾濫や豪雨等による浸水リスクは義務付けられていないため、昨今の台風や豪雨による浸水被害を鑑み、市民の安全確保、迅速な避難のため洪水ハザードマップを活用した浸水リスクの情報提供に積極的に取り組まれたい。

【措置内容】

○令和元年の風水害による住宅支援については、国の「被災者生活再建支援制度」を活用する他、本市独自の支援策として、「茂原市被災住宅修繕緊急支援事業補助金」を創設し、より多くの被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図った。また、新型コロナウイルスの影響による工事の遅延等を考慮し、災害から約1年間としていた補助金の申請

ごみの減量化にご協力ください



ごみを減量化する有効な方法としては、生ごみの堆肥化があります。

生ごみは水分が多く燃えにくいいため、ごみ処理場の処理能力低下の原因にもなります。

市では、市内に住所を有し、現に居住している方を対象に、生ごみ処理機の購入に対する補助、生ごみ堆肥化容器（コンポスター・EM容器）の助成販売（市で購入したものに補助金を差し引いた額で販売）など、減量化に向けて取り組んでいます。

帯あたり5年度に1基、家庭用に限る。）

・必要書類等

補助金交付申請書、販売店発行の領収書、品質保証書、身分証明書、通帳

※申請書は、環境保全課窓口または同課ウェブページから入手。

※予算額に達した場合、受付を終了します。

◆生ごみ堆肥化容器助成販売

コンポスター	
1300型	2800円
1900型	3180円
2300型	4370円

・EM容器（EMバケツ2個）

1920円



問合せ

環境保全課（6階）

☎(20)1504 FAX(20)1604

問合せ 監査委員事務局（9階）

☎(20)1560 FAX(20)1607

